

令和2年度地域密着型通所介護指摘事項一覧

15事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	生活相談員の配置	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、生活相談員の必要な時間数を確保できるよう配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項第1号 基準省令解釈通知第3の二の二の1(1)③④	4
2	アセスメント	アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時に行われていませんでした。初回の地域密着型通所介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、地域密着型通所介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	区条例第9号第59条の10第1項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)④	3
3	介護職員の配置	指定地域密着型通所介護を提供している時間帯において、介護職員が1人以上確保されていない時間帯がありました。指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員の必要な時間数を確保できるよう配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項第3号 基準省令解釈通知第3の二の二の1(1)⑤	2
4	評価説明	地域密着型通所介護計画作成後に当該地域密着型通所介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できませんでした。地域密着型通所介護計画作成後に当該地域密着型通所介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行ってください。	区条例第9号第59条の10第5項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(3)⑤	2
5	秘密保持	法人役員と事業所職員を兼務する職員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第2項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4(26)②	1
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(14)で準用する第3の一の4(26)③	1
6	個別機能訓練加算	常勤専従の機能訓練指導員がサービス提供時間中に送迎に出ている事例がありました。個別機能訓練加算(I)を算定する際は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置してください。	厚労省第126号別表2の2注11 留意事項通知第2の3の2(10) ※令和3年度報酬改定前の根拠法令を記載	1
		個別機能訓練計画作成後に当該個別機能訓練計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できませんでした。個別機能訓練計画作成後に当該個別機能訓練計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行ってください。		1
7	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	2
8	利用料等の受領	レクリエーションにかかる費用の一部を、利用者の負担として徴収していました。レクリエーションや行事にかかる費用を利用者の負担として徴収しないでください。	区条例第9号第59条の7第3項 基準省令解釈通知第3の二の二の3(1)② 福保高介第1546号 別紙2 第2の1(1)	1
9	研修	従業員の資質の向上のための研修が行われていませんでした。従業員の資質の向上のために年間の研修計画を立て、計画的に研修を行い、研修の終了後は、職員間で研修の内容の共有ができる体制の整備をしてください。	区条例第9号第59条の13第3項	1
10	給付費の算定(送迎減算)	利用者の家族が送迎を行っていた場合に減算していない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者自己負担額について過誤調整を行ってください。	厚労省第126号別表2の2注25 留意事項通知第2の3の2(21)	1